国立大学法人電気通信大学テニュア・トラック制に関する規程

制定 平成22年7月21日規程第85号 最終改正 令和3年10月13日規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。) におけるテニュア・トラック制に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 テニュア・トラック制は、本学に採用する若手の教育研究職員(以下「教員」という。)に対し、テニュア獲得に向けてのインセンティブを与えることにより、当該教員の教育研究に対する意欲を高め、優れた教育研究を行う能力及びその資質の向上を図り、もって本学における教育研究の充実に資することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) テニュア 定年制適用教員としての身分をいう。
 - (2) テニュア・トラック制

テニュア・トラック期間満了時までにテニュアの獲得に係る審査を行い、可とされた 教員についてテニュアを付与する制度(テニュアの付与が不可となった場合は、テニュア・トラック期間満了をもって労働契約期間が終了する制度)をいう。

(3) テニュア・トラック期間

テニュア・トラック教員として採用されてからテニュアを獲得するまでの期間 (テニュアを獲得できなかった場合は、当該任期が満了するまでの期間) をいう。

(4) テニュア・トラック教員

テニュア・トラック制の職に採用された教員をいう。

(5) テニュア中間評価

テニュア・トラック教員の採用後3年目にそれまでの教育研究活動、教育研究の成果 について評価を行い、今後の展開について指導・助言を与えることをいう。

(6) テニュア審査

テニュア・トラック教員の採用後5年目に本学における教育研究活動の実績を厳正に 評価し、本学のテニュア教員として採用するための資格審査をいう。

(テニュア・トラック教員の区分)

- 第4条 本学のテニュア・トラック教員は、次のとおり区分する。
 - (1) テニュア・トラック准教授

本学の教員のポストを活用して、准教授として採用するテニュア・トラック教員をいう。

(2) テニュア・トラック助教

本学の教員のポストを活用して、助教として採用するテニュア・トラック教員をいう。

- 2 前項のほか、テニュア・トラック教員の区分に関し必要な事項は、別に定める。 (テニュア・トラック教員の選考及び配置)
- 第4条の2 テニュア・トラック教員の選考は、国立大学法人電気通信大学教育研究職員 の選考に関する規程に基づき行うものとする。
- 2 テニュア・トラック教員の配置は、各部局等とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、テニュア・トラック教員の選考及び配置に関し必要な事項は、別に定める。

(テニュア・トラック期間)

第5条 テニュア・トラック期間は、5年以内とする。

(テニュア中間評価及びテニュア審査)

- 第6条 テニュア・トラック教員は、テニュア中間評価及びテニュア審査を受けるものと する。
- 2 テニュア中間評価の基準は、テニュア審査における審査基準に準じるものとし、評価 の結果、非常に優れているとされた者については、当該評価の結果をもってテニュアを 付与することができるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、テニュア中間評価及びテニュア審査の実施に関し必要な 事項は、別に定める。

(テニュアが獲得できなかった場合の取扱い)

- 第7条 テニュア審査で不可とされた教員は、テニュア・トラック期間の満了をもって退職するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、テニュア審査で不可とされた教員から、転出準備等のため の当初の労働契約期間を超えて契約を更新したい旨の申し出があった場合には、2年を 限度としてこれを更新することができるものとし、当該更新した期間の満了をもって退 職するものとする。

(期間の定めのない労働契約への転換の取扱い)

- 第7条の2 前条の規定は、次の各号に定めるテニュア・トラック教員については「退職」 とあるのを「解雇」と読み替えて適用するものとする。
 - (1) テニュア・トラック期間又は前条第2項の規定により更新された労働契約期間において、労働契約法第18条第1項の規定に基づき当該期間のうちいずれかの期間が満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約となる者
 - (2) 労働契約法第18条第1項の規定に基づき現に労務が提供される期間の定めのない 労働契約が成立している者

(メンター教員)

- 第8条 テニュア・トラック教員に対する教育研究及びテニュア取得に関する指導・助言 を行うため、各テニュア・トラック教員にメンター教員を配置する。
- 2 メンター教員は、教育研究の経験、実績が豊富な本学の教育研究職員をもって充てる。 (雑則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、テニュア・トラック制に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

この規程は、平成22年7月21日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日規程第130号)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行日の前日において、すでにテニュア・トラック教員として在職している者に係る第3条第5号及び第6号の適用については、同条第5号中「採用後2年目」とあるのは「採用後3年目」と、同条第6号中「採用後4年目」とあるのは「採用後5年目」とする。
- 3 本規程の施行日の前日において、すでにテニュア・トラック教員として在職している 者に係る第5条の適用については、同条中「4年以内」とあるのは「5年以内」とする。
- 4 本規程の施行日の前日において、すでにテニュア・トラック教員として在職している者に係る第7条の適用については、同条中「1年を限度」とあるのは「2年を限度」と する。

附 則 (平成25年9月25日規程第12号)

この規程は、平成25年9月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月25日規程第88号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日から平成26年4月1日までの間にテニュア・トラック教員として採用された者から、別に定める期日までにテニュア・トラック期間に関する申出があった場合に係る第3条第5号及び第6号の適用については、同条第5号中「採用後3年目」とあるのは「採用後2年目」と、同条第6号中「採用後5年目」とあるのは「採用後4年目」と、第5条の適用については、同条中「5年以内」とあるのは「4年以内」と、第7条の適用については、同条中「2年を限度」とあるのは「1年を限度」とする。

附 則 (平成28年3月23日規程第127号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月19日規程第20号)

この規程は、平成30年12月19日から施行する。

附 則 (令和3年10月13日規程第25号)

- 1 この規程は、令和3年10月13日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、次の規程等は廃止する。

電気通信大学テニュア・トラック准教授育成戦略会議規程

国立大学法人電気通信大学テニュア・トラック教員に関する細則